



年末
の

交通安全町民運動

ルールとマナーを守り、住み良い大木町にしましょう!!

運動
期間

令和7年 12月11日木▶12月31日水



夕暮れ時以降における交通事故防止

～ 横断歩道マナーアップ運動の推進 ～

- 横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
- 外出するときは、反射材用品や明るい色の衣服等を着用しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は絶対にやめましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、対向車・先行車がない状況ではハイビームを活用しましょう。



飲酒運転の撲滅



- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。
- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用し、交通ルールを理解して安全に利用しましょう。
- 自転車は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。歩道では必ず歩行者を優先しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※1)
- 自転車保険に必ず加入しましょう。

※1 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



その他

交通安全協会では、皆様の会費を活用し、子供と高齢者等地域住民の交通事故を防止するため交通安全教室の開催、チャイルドシートの無料貸し出し等、地域の交通事故防止を推進しています。

